

ライフピア八瀬大原 I 番館

特定施設入居者生活介護等利用契約

運営規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団行陵会 ライフピア八瀬大原 I 番館（以下「事業所」という。）特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という。）の運営に当たって、特定施設入居者生活介護等利用契約（以下「利用契約」という。）第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

(運営の方針)

第2条 特定施設等は、利用者（特定施設等の利用契約者をいう、以下同じ。）に対し、利用契約書第4条ならびに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供します。

2 事業者は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3 事業所が提供する特定施設等のサービスは、介護保険法令等の内容に沿ったものとします。

4 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。

5 サービスの提供は、個別の特定施設サービス計画（以下「特定施設等サービス計画」という。）を作成し、利用者の同意のもとに実行します。

6 利用者の個人情報の取扱いについては、その利用目的を示し、あらかじめ同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って個人情報の管理等に努めます。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 特定施設等に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 生活相談員 1名（常勤専従） 常勤換算方法で1.0人以上

生活相談員は、利用者の生活に係る相談を受け必要な助言その他援助を行う。

3 計画作成担当者 1名（常勤専従） 常勤換算方法で1.0人以上

計画作成担当者は、事業所に対する指定特定施設入居者生活介護の申し込みに係る調整、方法、内容等の計画の作成を行う。

4 介護職員 常勤換算方法で23.0人以上

介護職員は、責任者の指示により指定特定施設入居者生活介護を行う。

5 看護職員 常勤換算方法で4.0人以上

看護職員は、医師の指示により利用者の看護及び保険と介護職員の指導を行う。

6 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(入居定員及び居室数)

第4条 入居定員は60名、居室数は介護居室60室とします。

(特定施設等のサービス内容)

第5条 特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は、別添1「有料老人ホームが提供するサービス等の一覧表」に示します。

(利用料及びその他の費用の額)

第6条 特定施設利用料の額は、介護報酬の公示上の額によるものとし、法定代理受領サービスに該当する際には、利用者の本人負担割合分の額とします。

法定代理受領サービスに該当しない際には、介護報酬告示上の額とします。

2 その他費用として以下に掲げる月額利用料を徴収します。

(1) 家 貨 1ヶ月 100,000円(非課税)

(2) 食 費 1ヶ月 75,000円(税込)

(3) 管理費 1ヶ月 130,000円(税込)

(4) 介護サービス費 1ヶ月 75,000円(税込)

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第7条 ホームの利用に当たっては、当該有料老人ホームの管理規程の内「介護居室等の利用細則」等に従って対応していただきます。

(緊急時等における対応)

第8条 利用者的心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関である京都大原記念病院又は大原在宅診療所に連絡をとり、適切な対応を行います。

(非常災害対策)

第9条 災害等が発生した場合は、防災計画に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

2 非常に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、年2回以上避難訓練等を行います。

3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則、利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、これらを保護するため、施設管理者又は施設長の判断かつ、利用者又は連帯保証人の同意を得た上で、身体拘束その他利用者の行動を一時的に制限することがあります。この場合、利用者的心身の状況等、緊急やむを得なかつた理由を介護記録に記載することとします。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

(その他運営に関する重要な事項)

第12条 その他運営に関する重要な事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 この規定に定める事項の他に、特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
- 3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。
- 4 事業所は、指定特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附則

この規程は平成27年10月1日より施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日より施行する。

附則

この規定は平成30年4月1日より施工する。

附則

この規定は令和4年4月1日より施工する。

附則

この規定は令和6年4月1日より施工する。

有料老人ホームが提供するサービスの一覧表

	特定施設入居者生活介護費で、 実施するサービス(利用者一部 負担 ^{※1})	個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)					備 考	
		包含 ^{※2}	都度 ^{※2}	料金 ^{※3}				
				料金 ^{※3}				
介護 サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	保険給付+人員過配置	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	保険給付+人員過配置	
おむつ代			なし	あり	○	実費		
入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	なし	あり	○	1,500円/1回	週2回までは介護保険で実施	
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○	1,500円/1回	週2回までは介護保険で実施	
身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	保険給付+人員過配置	
機能訓練	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	保険給付	
通院介助	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	提携医療機関である京都大原記念病院への 通院は、月2回まで、保険給付で対応	
生活 サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○	1,500円/30分	週1回までは管理費内で実施	
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	原則週1回程度及び汚染している場合	
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	週2回管理費内で実施	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	体調不良時等ご要望に応じて隨時対応	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり	○	月額に含む	月1回程度(月額の食費に含む)	
おやつ			なし	あり	○	実費		
理美容師による理美容サービス			なし	あり	○	実費	3,000円~5,000円程度	
買い物代行	なし	あり	なし	あり	○	実費	550円/1回	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり				
金銭・貯金管理			なし	あり				
健康管理 サービス								
定期健康診断			なし	あり	○	実費	希望により年2回実施(自己負担)	
健康相談	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	適宜実施	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	適宜実施	
服薬支援	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	適宜実施	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり	○	月額に含む	適宜実施	
入退院時・入院中のサービス								
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり				
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり				
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				